

樞密院會議筆記

一 各省官制通則中改正ノ件  
一 外務省官制中改正ノ件

一 農商省官制中改正ノ件  
一 商工省官制

一 大東亞省官制及軍務省官制廢止ノ件

昭和二十年八月二十五日(土曜日)午後三時二十

分開議

聖上臨御

出席員

平沼議長

清水副議長

親王

宣仁親王

二番

崇仁親王

三番

大臣

稔彦王内閣總理大臣 四番

米内海軍大臣 五番

重光 兼外務大臣 六番

小日山運輸大臣 七番

津島大藏大臣 八番

岩田司法大臣 九番

千石農商大臣 十番

山崎内務大臣 十一番

中島軍需大臣 十二番

顧問官

松村厚生大臣 十三番

前田文部大臣 十四番

下村陸軍大臣 十五番

南 顧問官 十八番

奈良顧問官 十九番

林 顧問官 廿四番

竹越顧問官 三十番

三土顧問官 卅一番

池田顧問官 卅三番

野村顧問官 卅六番

百武顧問官 卅七番

本庄顧問官 卅八番

櫻内顧問官 卅九番

閣席員

親王

雍仁親王 一番

顧問官

窪田顧問官 十七番

松井顧問官 二十番

菅原顧問官 卅一番

松浦顧問官 卅二番

潮 顧問官 卅三番

深井顧問官 卅五番

二上顧問官 卅六番

真野顧問官 卅七番

大島顧問官 卅八番

小幡顧問官 卅九番

伊澤顧問官 卅二番

泉二顧問官 卅四番

平生顧問官

卅五番

芳澤顧問官

四十番

委員

村瀨法制局長官

佐藤(達夫)法制局參事官

入江法制局參事官

以上各件二付

松本外務次官

外務省官制中改正ノ件外一件二付

田尻大東亞次官

外務省官制中改正ノ件外二件二付

重政農商次官

農商省官制中改正ノ件外二件二付

推名軍需次官

大東亞省官制及軍需省官制廢止ノ件外一件二付

報告員

石黒書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

各省官制通則中改正ノ件

外務省官制中改正ノ件

農商省官制中改正ノ件

商工省官制

大東亞省官制及軍需省官制廢止ノ件

以上五件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲

サシム

報告員

(石黒)

謹デ今回御諮詢ノ諸件ニ付審査

ノ結果ヲ御報告申上グ大東亞戰爭ハ今般畏  
クモ 聖慮ヲ以テ非常ノ措置ニ依リ終結ニ  
導カルルコトト爲リ今後政府ニ於テハポツ  
ダム宣言ノ條項ヲ履行スルト共ニ急速ナル  
國內諸般ノ復興ニ全カヲ傾注スベキコトト  
爲レルガ斯ル事態ニ對處シ敏速ニ諸種ノ施  
策ヲ實施センガ爲ニハ從前戰爭完遂ヲ目途  
トシ編成運營シ來レル官廳機構ハ速ニ之ヲ  
新事態ニ即應スル體制ニ改編スルノ要アリ  
而シテ帝國トシテ今ヤ此ノ未曾有ノ苛烈ナ

ル大試鍊ニ耐ヘ忍ブノミニ止マラズ更ニ進  
ンデ之ヲ克服シ世界ノ進展ニ遲レザル新生  
面開拓ノ礎石タラシメンガ爲ニハ根本的ニ  
施策ノ方向ヲ決定シ之ニ應ズルノ體制ヲ以  
テ臨ムベキコト言ヲ俟タザル所ナルガ既ニ  
聯合國軍ノ本土進駐ヲ目前ニ控ヘ此ノ際急  
速ニ官廳機構ノ全面ニ互リ根本的變改ヲ加  
フルコト不可能ナルニ由リ政府ニ於テ取敢  
ズ必要ナル最少限度ノ改革ヲ斷行シ速ニ當  
面ノ新事態ニ備フルコトトシ茲ニ本案ノ諸

件ヲ以テ大東亞及軍需ノ兩省ヲ廢止スルト  
共ニ商工省ヲ新設シ茲ニ外務及農商ノ兩省  
ノ改編ヲ爲サントス次ニ本案各件ノ要旨ヲ  
説明スレバ左ノ如シ

第一 各省官制通則中改正ノ件

本件ハ商工省ノ新設、農商省ノ改稱、大東亞、  
軍需兩省ノ廢止ニ伴ヒ各省官制通則中ニ  
所要ノ改正ヲ施サントスルモノナリ

第二 外務省官制中改正ノ件

本件ハ大東亞省ヲ廢止シ其ノ所管事務ノ

大部分ヲ外務省ニ移管センガ爲同省官制

ニ所要ノ改正ヲ施スコトヲ主眼トスルモ

ノニシテ(一)外務大臣ノ管理事務中ニ商工

大臣ニ移管スル交易關係ノ事務ヲ除ク總

テノ大東亞大臣所管事務ヲ加ヘ(二)從前外

務省ニ大臣官房ノ外四局ヲ置キタルヲ今

回五局ヲ置クコトトシ新ニ管理局ヲ設置

スルト共ニ從前ノ戰時經濟局ハ之ヲ經濟

局ト改メ(三)管理局ニ於テハ關東局及南洋

廳ニ關スル事務竝ニ外務大臣ノ指定スル



地域ニ於ケル在留帝國臣民及諸施設ニ關スル事務其ノ他同地域ニ係ル事務ニシテ外務大臣ノ指定スルモノヲ掌ラシムルコトトシ又同局ニ參事官ヲ以テ部長ニ充ツル部ヲ置クコトヲ得ルモノトシ茲ニ經濟局ノ所掌事務ヲ改メ(四)同省ニ勅任ノ參事官專任四人ヲ置キ其ノ職掌ヲ定メ及書記官以下ノ職員ノ定員ヲ増加セントスルモノナリ

第三 農商省官制中改正ノ件

本件ハ商工省ノ新設ニ伴ヒ農商省官制中ニ所要ノ改正ヲ施サントスルモノニシテ

(一)農商省ノ名稱ヲ農林省ト改メ(二)農商大

臣ノ管理事務中ヨリ商工大臣ノ管理ニ移

ス事務ヲ削除シ(三)纖維局ヲ蠶絲局ニ生活

物資局ヲ食品局ニ夫々改稱スルト共ニ其

ノ所掌事務ヲ改メ(四)書記官以下ノ職員ノ

定員ヲ減少スルコトヲ主眼トスルモノナ

リ

第四 商工省官制

本件ハ概ネ大東亞戰爭勃發前ノ商工省官  
制ニ復スルコトヲ目途トスルモノニシテ  
其ノ内容ヲ説明スレバ次ノ如シ

(一) 商工大臣ハ商工、鑛山、電氣及發電、水力、度  
量衡及計量竝ニアルコイル及石油ノ專  
賣ニ關スル事務ヲ管理ス

(二) 商工省ニ總務、商務、工務、纖維、鑛山、燃料及  
電力ノ七局ヲ置キ總務局ニ於テハ所管  
行政ノ企畫及綜合調整ニ關スル事務竝  
ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ、商務局ニ

於テハ商一般及配給一般ニ關スル事務

交易及交易ニ伴フ外國爲替ノ管理ニ關

スル事務竝ニ雜品工業ニ關スル事務ヲ、

工務局ニ於テハ機械器具、窯業品及化學

工業品ニ關スル事務竝ニ度量衡及計量

ニ關スル事務ヲ、纖維局ニ於テハ纖維工

業品ニ關スル事務ヲ、鑛山局ニ於テハ鑛

物及金屬ニ關スル事務竝ニ鑛山一般ニ

關スル事務ヲ、燃料局ニ於テハ石炭、亞炭

ガス、コークス及液體燃料竝ニアルコ

ル及石油ノ專賣ニ關スル事務ヲ、電力局ニ於テハ電氣及發電水力ニ關スル事務ヲ夫々掌ルモノトス

(三)同省ニ中央度量衡檢定所及同支所等ヲ、燃料局ニ醱酵研究所ヲ夫々置キ其ノ組織權限ヲ定ム

(四)同省ニ書記官以下ノ常務職員並ニ參與及專門委員ヲ置キ夫々其ノ定員及職掌ヲ定ム

第五 大東亞省官制及軍需省官制廢止ノ件

本件ハ大東亞省官制及軍需省官制ヲ廢止シ茲ニ本令施行ノ際ニ於ケル右兩省職員ノ任用ニ關シ經過的措置ヲ定メントスルモノナリ

按ズルニ今回大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ從前戰爭ノ完遂ヲ主眼トシテ運營セラレタル行政機構ヲ此ノ際新事態ニ即應セシムルガ如ク改組スルノ必要ナルハ言ヲ俟タズ而シテ本案ノ五件ハ右ノ趣意ニ基ク應急的措置トシテ省ノ新設、廢止及改編ヲ爲サントスルモ

ノニシテ妥當ノ措置ト認メラレ其ノ他別ニ  
支障ノ廉ナキニ由リ孰レモ此ノ儘之ヲ可決  
セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(平逸) 別ニ御發言ナキニ由リ第二讀會以

下ヲ省略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各

位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平逸) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午後三時四十分閉會)

議長男爵

書記官長 石黒武重

書記官

諸 橋 衷

高 辻 正 巳